



変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は修正箇所です)

旧	新
<p>(商号) 第1条 当社は、<u>フィード・ワンホールディングス株式会社</u>と称し、英文では<u>FEED ONE HOLDINGS CO., LTD.</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、<u>次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理することを目的とする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 飼料、肥料、油糧、食料品及び農畜水産物の生産、製造、加工、販売及び輸出入</li> <li>2. 日用品雑貨及び一般雑貨の製造、加工、販売及び輸出入</li> <li>3. 動物用医薬品の製造及び販売</li> <li>4. 農場の経営指導並びに家畜及び家禽類の飼育及び販売</li> <li>5. 家畜の人工授精及び受精卵移植の研究、開発業の受託並びに家畜の精液及び受精卵の販売</li> <li>6. 農業用機械器具、畜水産用機械器具、産業用機械器具及び電気機械器具の賃貸借、販売及び輸出入</li> <li>7. 畜水産業並びに生物飼養及びその器具機材の製造及び販売</li> <li>8. 不動産の売買、賃貸借、管理及び仲介</li> <li>9. 飼料製造設備の賃貸借</li> <li>10. 金融業及び総合リース業</li> <li>11. 損害保険の代理業務及び生命保険の募集に関する業務</li> <li>12. コンピューターによる情報処理並びにソフトウェアの作成、賃貸借及び販売</li> <li>13. 倉庫業及び貨物運送取扱業</li> <li>14. 前各号に付帯関連する一切の事業</li> </ol> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>当社は、前項各号の事業を営むことができる。</u></p>	<p>(商号) 第1条 当社は、<u>フィード・ワン株式会社</u>と称し、英文では<u>FEED ONE CO., LTD.</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、<u>次の事業を営むことを目的とする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 飼料、肥料、油糧、食料品及び農畜水産物の生産、製造、加工、販売及び輸出入</li> <li>2. 日用品雑貨及び一般雑貨の製造、加工、販売及び輸出入</li> <li>3. 動物用医薬品の製造及び販売</li> <li>4. 農場の経営指導並びに家畜及び家禽類の飼育及び販売</li> <li>5. 家畜の人工授精及び受精卵移植の研究、開発業の受託並びに家畜の精液及び受精卵の販売</li> <li>6. 農業用機械器具、畜水産用機械器具、産業用機械器具及び電気機械器具の賃貸借、販売及び輸出入</li> <li>7. 畜水産業並びに生物飼養及びその器具機材の製造及び販売</li> <li>8. 不動産の売買、賃貸借、管理及び仲介</li> <li>9. 飼料製造設備の賃貸借</li> <li>10. 金融業及び総合リース業</li> <li>11. 損害保険の代理業務及び生命保険の募集に関する業務</li> <li>12. コンピューターによる情報処理並びにソフトウェアの作成、賃貸借及び販売</li> <li>13. 倉庫業及び貨物運送取扱業</li> <li>14. 前各号に付帯関連する一切の事業</li> <li>15. <u>上記事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理</u></li> </ol> <p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p>第3条～第41条 (省 略)</p>	<p>(同 左)</p>
<p>(社外監査役の責任限定契約) 第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(監査役の責任限定契約) 第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">(以下、省略) (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(以下、省略)</p> <p>附則 <u>第1条 第1条(商号)及び第2条(目的)の変更は、当社を吸収合併存続会社とする当社、協同飼料株式会社及び日本配合飼料株式会社の三社合併の効力発生を条件として平成27年10月1日にその効力を生ずるものとする。なお、本附則は当該効力発生日をもってこれを削除する。</u></p>